

佐賀県介護職員初任者研修

一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会では佐賀県の指定管理者として、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の生活安定と経済的自立を図るため、就業支援の一環として講習会を開催します。

- ◆対象者 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦で、全課程の受講が可能かつ研修修了後、就労を希望する方
- ◆期間 平成30年 7月10日(火)～9月18日(火) 23日間の予定
- ◆研修概要 佐賀県介護職員初任者研修カリキュラムに準じる全課程終了後、筆記試験が実施される
- ◆研修会場 佐賀県ひとり親家庭サポートセンター研修室 及び 佐賀女子短期大学
- ◆交通費 対象要件に該当する方に対して交通費の一部を支給
- ◆受講料 無料 ◆定員 20名 ◆応募期限 平成30年 6月26日(火) 必着
- ◆保育 お子様の一時的保育あります(詳細はセンターへお問い合わせください)
- ◆テキスト 実費(6,000円程度)テキスト代のお支払いはお申込時が原則です。

※注意事項 受講前に受講をキャンセルされた方でもテキスト代の払戻しは致しません。テキストと引き換えになりますのでご了承ください。

※申込方法 **ひとり親家庭であることを証明する書類(1～4までのいずれか一点)をご持参の上、下記の佐賀県ひとり親家庭サポートセンターへお申込みください。**

1. 児童扶養手当受給者については児童扶養手当証書の写し
2. 遺族年金受給者については遺族年金証書または年金通知書の写し
3. ひとり親家庭等医療費助成受給者については医療費助成受給資格証の写し
4. 上記以外の方については戸籍謄本(改製原戸籍)

※対象となる寡婦とは、かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のない状態にある方をいう

※応募者多数の場合、受講の必要性が高い方を優先します。なお、必要に応じて面接を行うことがあります。

※お申込の際に収集した個人情報は、この講座の運営のみに使用し、それ以外の目的に使用する事はありません。

◆◆ 申込・お問い合わせ先 ◆◆

一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会

〒840-0804 佐賀市神野東二丁目6番10号

(佐賀県駅北館2階)

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター

TEL 0952-97-9767

FAX 0952-31-8064

休館日：月曜日 開館：10:00 閉館：19:00

